

## Client Alert

15 July 2021

本アラートに関する  
お問い合わせ先



末富 純子  
パートナー  
+81 3 6271 9741  
[junko.suetomi@bakermckenzie.com](mailto:junko.suetomi@bakermckenzie.com)



松本 泉  
カウンセラー  
+81 3 6271 9720  
[izumi.matsumoto@bakermckenzie.com](mailto:izumi.matsumoto@bakermckenzie.com)



Ivy Tan  
アソシエイト  
+65 6434 2277  
[ivy.tan@bakermckenzie.com](mailto:ivy.tan@bakermckenzie.com)

## 中国輸出管理法の概要

### はじめに

中国に関わるサプライチェーンを持つ企業にとっては、この数年間の状況は法令遵守を巡る激動の時期であったと言える。中国は、昨年12月1日に施行した「中国輸出管理法（中国名：「中华人民共和国出口管制法」）」を含め、近年、輸出管理に関わる様々な法制度の整備を行ってきた。

当事務所が過去に公表したクライアント・アラートにおいては、中国輸出管理法を構成する原則や立案の状況等について解説を行った<sup>1</sup>。同法の施行から半年が経過し、これまでに様々なクライアントに法的助言を行ってきた経験やそれにより得られた知見を踏まえ、本クライアント・アラートにおいて同法に係るアップデートを提供する。

### 中国輸出管理法の基本原則

#### 1. 構成

中国輸出管理法（以下「管理法」）は、デュアルユース品目や軍物品目、核関連製品など、国家安全保障や不拡散に係る国際義務の遵守に関連する貨物や技術、サービス等（以下「管理品目」）の輸出管理について規定した初めての包括的な法律である。同法により規制される管理品目は、伝統的に様々な個別の制度によって規制されてきたが、今後は同法により一つの法的枠組みによって合理化されることが期待される。

同法は、「輸出管理」について、中国の領域から領域外に管理品目を移転すること及び中国公民、法人及び非法人組織による管理品目の外国人又は外国組織に対する提供を禁止又は制限する国家の措置を意味するものと定義している。


#### 2. 規制対象となる貨物及び技術

##### (1) 管理リストにおいて規制される貨物

国務院及び中央軍事委員会（以下「管理部門」）により指定される商務部を始めとする関係省庁が管理法の施行に責任を負う。管理法によると、今後管理部門は「管理品目リスト」を公表するものとされている。

しかしながら、商務省は、新たな管理品目リストを公表するのではなく、デュアルユース品目・技術目録（以下「デュアルユースリスト」）を採択し、同目録は2021年1月1日より有効となった。デュアルユースリストは、以

<sup>1</sup> 「[中国で新輸出管理法が成立](#)」（2020年10月29日）  
「[中国輸出管理法新案の公表](#)」（2020年1月17日）



前は「両用品及び技術輸出入許可証管理規則」（以下「管理規則」）に基づいて公布されていたものを、新たに管理法の下に置くものである。デュアルユースリストは毎年改定され、最新のリストは、核関連製品、核関連物質に用いられる非核関連製品、核関連装置及び原子炉、ミサイル、生物化学兵器、管理化学物質、原料となる化学物質、放射性同位体及び放射装置、暗号品目、特別の民生品及び関連する装置・技術などをカバーしている。

我々はここで、輸出入管理の対象となる暗号品目・技術のリストが改訂されたことも強調したい。これまで常に別個の暗号制度によって規制されてきた暗号品目・技術は、2021年1月1日より、デュアルユースリストに組み込まれ、管理法によって規律されることとなった。暗号品目・技術に係る規律については、後ほど詳細について説明する。

デュアルユースリストに含まれた管理品目は、外見上、ワッセナー・アレンジメントによってカバーされる品目・技術と類似しているが、中国における管理品目は、特定の技術の記述及び特徴を伴う中国関税コードによって特定される。多くの企業にとって馴染みのあるデュアルユース品目に係る ECCN 分類が中国においては適用されないことにより、管理法を遵守しようとする企業にとっては、製品のスクリーニング過程に共通の困難が生じることになる。中国が、国際レジームや国際標準との整合性を図るために ECCN 分類を将来的に採用する意図があるか否かは、現時点では不明である。

また、併せて重要なこととして、いくつかの技術はデュアルユースリストに含まれているものの、技術輸出入管理条例（以下「管理条例」）などの別個の規制によって規律された特定の技術の輸出入については、管理法の規制措置の対象に含まれていないことが挙げられる。同条例は、昨年、2008年以來12年ぶりに管理リストが改訂されたことにより、多大な注目を集めた。この改訂により、AI双方向インターフェース技術、音声合成・評価技術、スキャン・画像認識技術、暗号セキュリティ技術、情報対抗措置・防衛技術、レーザー技術、宇宙・航空関連技術などが許可対象に含まれることとなった。したがって、これらの技術を扱う企業にとっては、管理法に加え、管理条例の適用範囲や制限についても理解・検討することが極めて重要になる。

管理法はまた、軍物品目・技術の輸出に関連する管理措置についても言及している。しかしながら、本稿執筆時点においては、軍物品目・技術は管理法の枠組みに組み込まれておらず、別個の法規制の下に置かれている。

## (2) 暫定的な管理

管理法は、国家安全保障と国際的な不拡散義務の遵守を目的として、リストに含まれていない品目・技術に対する暫定的な管理についても規定している。これらの管理は最長2年間実施するものとされているが、延長又は取消の対象になりうるものとされている。

## (3) キャッチ・オール規制

これらの規律に加え、もし輸出者が、関連する貨物・技術・サービスが、①国家の安全及び利益を危険に晒したり、②大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、製造、又は使用に用いられる、あるいは、③テロ目的に活用されるリスクがあることを知り、又は知り得べかりし場合や、その旨の通知を当局から受けた場合には、当該輸出が規制対象になるものとされている。



### 3. 輸出許可

#### (1) 許可レジーム

管理法は、上記の管理品目の輸出に、輸出許可証の取得を義務づけている。同法は、輸出許可を与える当局の考慮要素として、①国家の安全及び利益、②外国当事者に対する国際的な義務及びコミットメント、③輸出の種類、④管理品目の機微度、⑤仕向国・地域、⑥エンドユーザー及びエンドユース、⑦輸出者の過去の信用履歴、⑧法律及び規則で規定されたその他の要素、が掲げられている。本稿執筆時点では、管理法の許可申請プロセスは、未だに既存のデュアルユース品目や軍物品目の制度に基づいて行われている。両者の申請プロセスは別個であり、補助書類と共に商務部と科学技術部にそれぞれ提出すべきものとされている。

#### (2) 輸出管理法令遵守プログラム

また、管理法は、輸出者が有効な内部法令遵守プログラムを確立することを支援するための輸出管理ガイドラインの発出を定めることにより、企業内部の法令遵守の重要性を強調している。この観点から商務部は、2021年公告第10号により、デュアルユース品目及び技術に係る効果的な内部法令遵守プログラムを策定するために鍵となる9点の要素を示す「デュアルユース品目の輸出に関する内部法令遵守ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を発出した。その要素とは、①企業方針のステートメント策定、②組織体制の整備、③包括的なリスク評価、④審査プロセスの確立、⑤緊急時における措置の策定、⑥教育・訓練、⑦法令遵守監査、⑧記録保持、⑨マニュアル作成の管理、である。また、ガイドラインは、各要素を輸出者の法令遵守プロセスに組み込むための実践的ヒントについて議論するとともに、コミットメント・ステートメントの雛形や注意喚起が必要な事象の例なども示している。

ガイドラインには法的効力はないものの、管理法と整合的な事項を示すことを通じて、有効な内部法令遵守プログラムを設置・維持する輸出者に対し、輸出許可の取得が促進されることを約束するものである。

### 4. エンドユーザー及びエンドユース管理

#### (1) エンドユーザー及びエンドユース証明書

管理法は、管理規則と比較して、管理品目のエンドユーザー及びエンドユースに係る管理を強化している。輸出者は、エンドユーザー及びエンドユース証明書を提出するとともに、エンドユーザーが中国当局の許可なく管理品目のエンドユースを変更したり、第三者に移転したりしないことを確約しなければならない。エンドユーザー又はエンドユースの変更を知った輸出者は、速やかに当局に通知する必要がある。

#### (2) 輸入者及びエンドユーザーの管理リスト

また、管理法は、①エンドユーザー又はエンドユースの管理要求に違反する、②国家の安全及び利益を損なう恐れがある、③管理品目をテロ目的に用いる、輸入者及びエンドユーザーの管理リストを作成することを定めている。この管理リストに掲載された輸入者及びエンドユーザーには、一定の輸出禁止・制限措置が課される可能性がある。



## 5. 特定国・機関・人に関する輸出の禁止

### (1) 輸出の禁止

管理法は、国家安全保障上の利益を守り、不拡散に関する国際的な義務を履行するため、中国当局に対して、管理品目の輸出禁止措置を課すことを認めている。輸出禁止措置は、特定の国や地域、組織、個人に対して課すこともできる。

### (2) 報復措置

また管理法は、輸出管理措置を濫用し、中国の安全及び利益を危険に晒した国・地域に対し、中国政府が報復措置を講じる権限を与えている。

上記の措置の多くは、中国に対して負の影響を与える外国が講じる貿易措置、特に米中対立から生じるものに対処するための権限を中国当局に与えるものと考えられている。その上で、これまで中国当局がこうした権限を行使したという証拠は存在していない。

更に留意すべき点は、中国政府が「信頼できないエンティティリスト制度」を公表し、同制度が2020年9月19日から効力を生じたことである。同制度は、管理法とは別個独立に適用される。中国政府は、中国の国家主権、安全保障、又は発展を危険に晒し、あるいは中国の機関、組織、個人の正当な権利・利益に重大な損害をもたらす一定の活動に従事した外国の機関、組織、個人について制約を課すことができる。これらの活動には、差別的措置の適用や市場原理に基づく取引の原則を無視することを通じて通常のビジネス取引を停止することを含む。同リストに掲載された機関は、輸出入や投資、旅行等に関する様々な制約に服する可能性があるとともに、罰金・罰則が科される可能性がある。本稿執筆時点においては、同リストに掲載された機関は未だ存在していない。

## 6. みなし輸出、再輸出、域外適用

### (1) みなし輸出

管理法は、中国から外国への管理品目の移転に適用されるのみならず、中国内外における中国の企業・組織・個人による外国の企業・組織・個人に対する管理品目の提供にも適用される。この観点からガイドラインは、法的拘束力はないものの、どのようにみなし輸出が適用されるのかについても示している。そこでは、①企業が規制対象技術の研究開発に外国籍従業員を従事させる場合や、②企業が公開された展示会において規制対象技術を公表する場合が、「みなし輸出」が生じうる例として挙げられている。こうした説明にも関わらず、我々は、現行の輸出許可制度が、現時点では「みなし輸出」のニーズに応えていないことから、企業がみなし輸出規制を遵守することに対する実務的な困難が生じる可能性を指摘しておきたい。

### (2) 再輸出

「再輸出」の定義は当初の管理法草案には含まれていたが（閾値を超える中国管理品目を含む品目を外国から別の外国に輸出すること）、法案の最終版において削除された。現時点においても、積み替え運送や通貨運送、税関監視区域からの国外への輸出などに関する45条において「再輸出」に係る言及が残されている。



### (3) 域外適用

44条においては、中国国外の組織及び個人は、管理法に違反した場合に法的責任を追及される旨が規定されている。

## 暗号制度

### (1) 背景

中国国務院は、1999年に、商用暗号管理条例（以下「暗号管理条例」）を制定した。同条例は、中国国家暗号管理局（以下「暗号管理局」）の下、その後に出発された通知等と併せ、中国における商用暗号製品及び技術の輸入、輸出、使用、販売、生産及び開発に対する規制枠組みを構築していた。

### (2) 新たな暗号法

暗号管理条例の制定から約20年が経過し、中国は、核となる暗号、通常の暗号、商用暗号の3つを体系的に規制する初めての国家法（条例ではなく）である暗号法を制定した。核となる暗号及び通常の暗号は国家機密を保護する一方、商用暗号は国家機密に該当しない情報を対象とする。暗号法は、2020年1月1日に施行された。新たな暗号法の下では、商用暗号の使用に関する中国のアプローチに注目に値する変更が見られる。特に、商用暗号の研究開発、生産、販売、サービス、輸出入に従事する外国投資企業に関するものを含め、暗号法の適用に関する無差別原則が導入された。更に、輸出管理に関連して、暗号法は、輸出入管理に服する暗号品目のリストを公表することを定めている。また大量消費製品に利用される商用暗号に係る一般許可例外も暗号法に含まれた。しかしながら、いつ、どのように、この許可例外が適用されるのかについて明確性やガイダンスが欠ける現状においては、この許可例外の申請には困難が伴っている。2020年8月8日に暗号管理局は、同年9月19日までの間、暗号管理条例の改正案をパブリックコメントに掲げたが、現在までそれ以上の発表はなされていない。

### (3) 新たな暗号リスト

暗号法に基づき、商務部、暗号管理局、及び中国海関総署（以下「総署」）は共同で、輸出入管理の対象となる暗号製品の新たな目録を定める2020年公告第63号を発出した。この公告は、2009年公告第18号を廃止するものであり、2021年1月1日から施行された。ここで興味深いことは、輸入に関する管理リストに掲載された品目は4種類の有形品目のみであり、これは実際上、無形の暗号技術は輸入管理の規制に服さないことを意味している。対照的に輸出に関する管理リストは明らかにより包括的なものとなっており、有形・無形の両方の品目を含んでいる。加えて注目すべきこととして、輸出管理リストに掲載された品目に関する記述は、一般的に暗号品目の管理に関する国際標準とより整合的なものとなっていることが挙げられる。

### (4) 管理法／デュアルユース制度下における許可

上記に暗示されているように、2020年公告第63号で定められた暗号品目の目録は、完全にデュアルユースリストに組み込まれている。これは、輸出入許可が求められる暗号品目は、暗号法と管理法の双方の規律に服するということを意味している。しかしながら、実際上は管理法によるデュアルユース



に関する許可のみが求められることになる。デュアルユースリストと整合的に、暗号品目及び技術は関税コードと技術的記述によって特定されている。

### 鍵となるコンプライアンス上の困難とリスク

管理法が新たに制定されたことを踏まえ、我々は、①法制上の変化に実務上の執行がゆっくと追いついていく分野と、②関連する規制の追加的な解釈のガイダンスが必要となる分野とが存在していることに留意する。本稿の読者が新たな輸出管理法から生じるリスクの特定とかじ取りをよりよく行えるようにするため、下記において、我々がこれまで依頼者に法的助言を行ってきた経験を踏まえ、企業が時として直面する共通の陥穽と困難について列挙しておきたい。

- a) 特に、他国において採用されている ECCN 分類が中国には直ちに適用できないことから、信頼できる製品スクリーニングのプロセスの実施や品目・技術の正確な管理状態の決定に困難が伴うこと。
- b) 輸出許可を取得する責任は一般に輸出者に課される一方で、製造業者や運送業者による関税分類や管理状態の決定に完全に依拠してしまうことに伴う困難。
- c) 総署は輸出される貨物の関税分類に主に従うことから、ある品目が管理品目の関税コードに該当する一方で、その技術的特徴が管理品目と一致せず、法的解釈と実務上の管理・執行に困難が伴うこと。
- d) 管理法とデュアルユース制度の規制強化に対する理解不足から、エンドユース及びエンドユーザー規制に関する不遵守が生じること。
- e) 管理法と管理条例に照らした適切な評価を行わずに技術を移転してしまうこと。
- f) 「みなし輸出」に係る許可制度とそのプロセスの不確実性と相まって、外国籍従業者を雇用する企業において、適切な許可を取得しないまま「みなし輸出」が発生してしまうリスクが存在すること。

### 結論

中国国内及び中国に関わるビジネスを行う企業には、新たな管理法が事業活動にもたらす含意とリスクについて包括的な評価を行うことが推奨される。今後、法の施行が進むことにより、実施規則の形を含む更なるガイダンスが近い将来に示されることが期待されている。企業においては、この点も踏まえ、この分野における最新の動向を把握するとともに、中国のコンプライアンス環境の変化に適時に対応し、継続的な法令遵守体制を整備することが必要となる。